



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月29日金曜日 第2457号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課) ...	237
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則.....	(健康増進課) ...	242
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....	(薬務衛生課) ...	244
と畜場法施行細則の一部を改正する規則.....	( " ) ...	245
生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則.....	(障害福祉課) ...	247
愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則.....	(道路維持課) ...	259
愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....	(会計課) ...	262

## 告 示

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程の廃止.....	(農地整備課) ...	263
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	(森林整備課) ...	263
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	(土木管理課) ...	271
愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料手数料の範囲の一部改正.....	(会計課) ...	272
道路の区域変更(一般国道319号外).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	272
道路の区域変更(一般国道319号).....	( " ) ...	273
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	273
道路の供用開始(県道森松重信線).....	(中予地方局管理課) ...	273

## 訓 令

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令.....	(人事課) ...	273
-------------------------	-----------	-----

### 教育委員会規則

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....	(高校教育課) ...	274
--	-------------	-----

### 教育委員会訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....	(教育総務課教職員厚生室) ...	275
-------------------------------	-------------------	-----

### 人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	276
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) ...	276
住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) ...	277

### 人事委員会公告

平成25年度愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	281
平成25年度愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者試験公告.....	( " ) ...	284

### 公安委員会規則

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....	(警察本部運転免許課) ...	288
---------------------------------	-----------------	-----

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	289
--------------	------------------	-----

### 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	289
愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程.....	( " ) ...	292
愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....	( " ) ...	292
愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....	( " ) ...	296
愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	( " ) ...	297

### 公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	(公営企業管理局総務課) ...	298
愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....	( " ) ...	299

雑 報

環境影響評価方法書について..... (環境政策課) ... 300

正 誤

平成5年4月1日付け第430号外7愛媛県告示第580号(指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正)中..... (会計課) ... 300

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(備付書類)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>面接受付簿</u>(様式第7号)</p> <p>(2)~(8) 省略</p> <p><b>様式第14号</b>(第5条関係) 生活保護法による保護申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 収入申告書</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____</td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>_____、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p>別紙3 省略</p> <p><b>様式第55号</b>(第17条関係) 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>保護施設の種類</u>(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の規定による保護施設の種類)</p> <p>3 省略</p> <p>4 寄附行為、定款その他の基本約款_____</p> <p>5~9 省略</p> </div>	有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省		・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			<p>(備付書類)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>受付簿</u>_____(様式第7号)</p> <p>(2)~(8) 省略</p> <p><b>様式第14号</b>(第5条関係) 生活保護法による保護申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 収入申告書</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子</u>省</td> <td style="width: 5%;">略</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>ども</u>手当、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p>別紙3 省略</p> <p><b>様式第55号</b>(第17条関係) 社会福祉法人の設置する保護施設認可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>施設</u>_____<u>の種類</u>(生活保護法第38条による施設_____の種類)</p> <p>3 省略</p> <p>4 寄附行為、定款その他の基本的約款_____</p> <p>5~9 省略</p> </div>	有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u> 省	略		・	<u>ども</u> 手当、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )		
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省																							
・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u> 省	略																							
・	<u>ども</u> 手当、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																								

10 経理の方針

様式第56号（第18条関係） 保護施設変更届出書

省略

1・2 省略

3 取扱定員の変更

省略

4・5 省略

6 経理の方針の変更

省略

様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略

1 保護施設の名称及び所在地の変更

省略

2 保護施設の種類（生活保護法（昭和25年法律第144号）

第38条の規定による保護施設の種類の）の変更

旧

新

3 寄附行為、定款その他の基本約款の変更

旧

新

4 省略

5 取扱定員の変更

省略

6 省略

7 省略

8 経理の方針の変更

省略

10 経営方針

様式第56号（第18条関係） 保護施設変更届出書

省略

1・2 省略

3 取扱定員\_\_\_\_\_

省略

4・5 省略

6 経営方針\_の変更

省略

様式第57号（第18条関係） 保護施設変更認可申請書

省略

1 保護施設の名称及び所在地\_\_\_\_\_

省略

2 省略

3 取扱定員\_\_\_\_\_

省略

4 省略

5 省略

6 経営方針\_の変更

省略

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第7号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係) 面接記録票

面 接 記 録 票

		整理番号	
面接年月日	年 月 日	面接者	
要保護者	氏 名 ( 歳)	住 所	
	世帯構成	電話番号	
来訪者	氏 名	住 所	
	対象者との関係	電話番号	
相談回数	初 回 ・ ( ) 回目 (前回来所年月日 年 月 日)		
保護歴の有無	無 ・ 有 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)		
来訪目的 (相談内容)			
来訪者への 助言内容			
急迫状態 の判断	預貯金、現金等の保有状況		
	ライフラインの停止・滞納状況		
	国民健康保険等の滞納状況		
制度の説明	実 施 (保護のしおり等 : 配布 ・ 未配布 ) ・ 未実施		
申請意思	有 ・ 無		
面接結果	申請受理		
	相談のみ (理由)		
供 覧			



(中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正)

第3条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>(備付書類)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>面接受付簿</u></p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2(その1) 収入申告書(新規用)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____</td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>_____、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____</td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>_____、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙2(その3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____</td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>_____、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> </div>	有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省		・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省		・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省		・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			<p>(備付書類)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 地方局長は、次に掲げる書類を作成し、常にこれを整備しなければならない。</p> <p>(1) <u>受付簿</u></p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2(その1) 収入申告書(新規用)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子</u></td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>ども手当</u>、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子</u></td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>ども手当</u>、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>別紙2(その3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 75%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子</u></td> <td style="width: 5%;">省</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td><u>ども手当</u>、児童扶養手当、特別児童扶養手</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>当、雇用保険、傷病手当金、その他( )</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 省略</p> </div>	有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省		・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省		・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )			有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省		・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略		無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )		
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省																																																																							
・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省																																																																							
・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____	省																																																																							
・	_____、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省																																																																							
・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省																																																																							
・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								
有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子</u>	省																																																																							
・	<u>ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手	略																																																																							
無	当、雇用保険、傷病手当金、その他( )																																																																								

省略
(裏) 省略
注 省略
別紙 3 省略

省略
(裏) 省略
注 省略
別紙 3 省略

附 則

- この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第 1 条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第14号、様式第55号若しくは様式第57号又は第 3 条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第 2 号の規定による書類は、第 1 条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第14号、様式第55号若しくは様式第57号又は第 3 条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第 2 号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第29号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<b>療育の給付に要する費用の徴収に関する規則</b>	<b>養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則</b>						
(趣旨)	(趣旨)						
<p><b>第 1 条</b> この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第 2 項の規定に基づく同法第20条に規定する療育の給付（以下「療育の給付」という。）に要する費用の徴収 _____</p> <p>_____ について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><b>第 2 条</b> 知事は、療育の給付 _____ に要する費用の全部又は一部を、当該給付を受けた本人又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養の義務を負う直系血族及び兄弟姉妹等をいう。以下同じ。）（以下「納入義務者」という。）から、その負担能力に応じ、徴収するものとする。</p> <p>(徴収額の決定)</p> <p><b>第 3 条</b> 知事は、前条の規定により徴収すべき額（以下「徴収額」という。）を別表 _____ により決定するものとする。</p> <p><b>別表 _____</b>（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>備考 省略</td></tr> </table>	省略	備考 省略	<p><b>第 1 条</b> この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第 2 項の規定に基づく同法第20条に規定する療育の給付（以下「療育の給付」という。）に要する費用の徴収及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の 4 第 1 項の規定に基づく同法第20条に規定する養育医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）に要する費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p><b>第 2 条</b> 知事は、療育の給付又は養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を、当該給付を受けた本人又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養の義務を負う直系血族及び兄弟姉妹等をいう。以下同じ。）（以下「納入義務者」という。）から、その負担能力に応じ、徴収するものとする。</p> <p>(徴収額の決定)</p> <p><b>第 3 条</b> 知事は、前条の規定により徴収すべき額（以下「徴収額」という。）を別表第 1 又は別表第 2 により決定するものとする。</p> <p><b>別表第 1</b>（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表は、療育の給付に要する費用に係る徴収額について適用する。</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> </table>	省略	備考	1 この表は、療育の給付に要する費用に係る徴収額について適用する。	2 省略
省略							
備考 省略							
省略							
備考							
1 この表は、療育の給付に要する費用に係る徴収額について適用する。							
2 省略							
<p>注 1 この表の C1 階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C2 階層における「所得割の額」とは同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の 7 及び第314条の 8 並びに同法附則第</p>	<p>注 1 この表の C1 階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C2 階層における「所得割の額」とは同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の 7 及び第314条の 8 並びに同法附則第</p>						

5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD19階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「取扱通知」という。)の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3~8 省略

様式第1号(第4条関係) 費用徴収額決定通知書

省略	
療育の給付に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)第3条の規定に基づき、あなたが負担される額を次のとおり決定したので通知します。	
なお、納入方法は、毎月納入通知書を送付しますから、納入期限までに最寄りの愛媛県指定金融機関(銀行本支店)、愛媛県指定代理金融機関( )又は愛媛県収納代理金融機関( )へ納入通知書を添えて納入してください。	
公費負担医療の受給者番号	
省略	

様式第2号(第4条関係) 費用徴収額変更通知書

省略	
療育の給付に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)第3条の規定に基づき、現在あなたが負担されている額を次のとおり変更したので通知します。	
公費負担医療の受給者番号	療育券の交付年月日
受療者氏名	
省略	

5条第3項及び第5条の4第6項

の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD19階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「取扱通知」という。)の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 省略

3~8 省略

様式第1号(第4条関係) 費用徴収額決定通知書

省略	
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)第3条の規定に基づき、あなたが負担される額を次のとおり決定したので通知します。	
なお、納入方法は、毎月納入通知書を送付しますから、納入期限までに最寄りの愛媛県指定金融機関(銀行本支店)、愛媛県指定代理金融機関( )又は愛媛県収納代理金融機関( )へ納入通知書を添えて納入してください。	
給付等の種類	公費負担医療の受給者番号
省略	

様式第2号(第4条関係) 費用徴収額変更通知書

省略	
養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)第3条の規定に基づき、現在あなたが負担されている額を次のとおり変更したので通知します。	
給付等の種類	医療券等の交付年月日
受療者等の氏名	
省略	

第2条 養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第30号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p style="text-align: center;">（食品営業許可申請書）</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、法人にあつては、定款の写し又は登記事項証明書を添えなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">注意 1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 営業所の所在地の欄は、移動営業（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第4の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。）に係る新規許可申請の場合にあつては、次の事項を記入してください。</td></tr> <tr><td>(1) 営業施設の保管場所</td></tr> <tr><td>(2) 主たる営業区域</td></tr> <tr><td>(3) 取扱品目</td></tr> <tr><td>(4) 自動車登録番号（自動車による営業の場合に限る。）</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 次の書類を添付してください。</td></tr> <tr><td>(1) 定款の写し又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）</td></tr> <tr><td>(2) 省略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>調査の結果、食品衛生法施行条例_____第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受付印</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">収 入 証 紙 貼 付 欄</td></tr> </table>	省略	注意 1・2 省略	3 営業所の所在地の欄は、移動営業（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第4の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。）に係る新規許可申請の場合にあつては、次の事項を記入してください。	(1) 営業施設の保管場所	(2) 主たる営業区域	(3) 取扱品目	(4) 自動車登録番号（自動車による営業の場合に限る。）	4 省略	5 省略	6 次の書類を添付してください。	(1) 定款の写し又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）	(2) 省略	省略	省略	調査の結果、食品衛生法施行条例_____第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。	省略	省略	受付印	収 入 証 紙 貼 付 欄	<p style="text-align: center;">（食品営業許可申請書）</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、法人にあつては、定款の写し_____を添えなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">注意 1・2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 次の書類を添付してください。</td></tr> <tr><td>(1) 定款の写し_____（法人の場合に限る。）</td></tr> <tr><td>(2) 省略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>調査の結果、食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受付印</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">収 入 証 紙 ち よ う 付 欄</td></tr> </table>	省略	注意 1・2 省略	3 省略	4 省略	5 次の書類を添付してください。	(1) 定款の写し_____（法人の場合に限る。）	(2) 省略	省略	省略	調査の結果、食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。	省略	省略	受付印	収 入 証 紙 ち よ う 付 欄
省略																																		
注意 1・2 省略																																		
3 営業所の所在地の欄は、移動営業（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第4の自動車による営業及び露店形態による営業をいう。）に係る新規許可申請の場合にあつては、次の事項を記入してください。																																		
(1) 営業施設の保管場所																																		
(2) 主たる営業区域																																		
(3) 取扱品目																																		
(4) 自動車登録番号（自動車による営業の場合に限る。）																																		
4 省略																																		
5 省略																																		
6 次の書類を添付してください。																																		
(1) 定款の写し又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）																																		
(2) 省略																																		
省略																																		
省略																																		
調査の結果、食品衛生法施行条例_____第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。																																		
省略																																		
省略																																		
受付印																																		
収 入 証 紙 貼 付 欄																																		
省略																																		
注意 1・2 省略																																		
3 省略																																		
4 省略																																		
5 次の書類を添付してください。																																		
(1) 定款の写し_____（法人の場合に限る。）																																		
(2) 省略																																		
省略																																		
省略																																		
調査の結果、食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第3条の営業の施設基準に合致しているのので、食品衛生法第52条の規定により、次の条件を付して許可してよろしいか伺います。																																		
省略																																		
省略																																		
受付印																																		
収 入 証 紙 ち よ う 付 欄																																		

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にある改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定による食品営業許可申請書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第31号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第11号（第9条関係） と畜検査申請書 （表）</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">年齢（牛にあつては、月齢）</td> <td style="width: 50%;">年 月 産地 県 市 町 郡 村</td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td>個体識別番号</td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏） 省略</p> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 出生の年月日の欄及び個体識別番号の欄は、牛の検査を申請する場合にのみ記入すること。</u></p> <p><u>4 省略</u></p>	省略		年齢（牛にあつては、月齢）	年 月 産地 県 市 町 郡 村	出生の年月日	個体識別番号	省略		<p>様式第11号（第9条関係） と畜検査申請書 （表）</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">年齢</td> <td style="width: 50%;">年 月 産地 県 市 町 郡 村</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏） 省略</p> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 省略</u></p>	省略		年齢	年 月 産地 県 市 町 郡 村			省略	
省略																	
年齢（牛にあつては、月齢）	年 月 産地 県 市 町 郡 村																
出生の年月日	個体識別番号																
省略																	
省略																	
年齢	年 月 産地 県 市 町 郡 村																
省略																	

様式第12号の2を次のように改める。

様式第12号の2

生 体 、 解 体 検 査 事 項

年 月 日

生体検査員印

解体検査員印

検査 番号	品 種	年 齢 (牛にあ つては、 月 齢)	出生の年月日	性 別	特 徴	産 地	個体識別番号	生 体 量	枝 肉 量	生体検査所見	解体検査所見

注 出生の年月日の欄及び個体識別番号の欄は、牛の検査を申請する場合にのみ記入すること。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第32号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則等の一部を改正する規則

(生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部改正)

第1条 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和32年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第2(第2条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">福祉資金及び教育支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>(1) 福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。))の属する世帯をいう。)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2~10 省略</p>	<p><b>別表第2(第2条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">福祉資金及び教育支援資金の貸付基準</p> <p>1 貸付対象</p> <p>(1) 福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(現に<u>障害者自立支援法</u> _____ (平成17年法律第123号 _____)によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に<u>障害者自立支援法</u>によるサービスを利用している者その他これと同程度と認められる者を含む。))の属する世帯をいう。)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2~10 省略</p>

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第14号(第9条関係) 高額障害児入所給付費支給申請書</b></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「制度」の欄は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の11第3号に規定する入所受給者証番号にあつては を、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号)第14条第3号に規定する受給者証番号にあつては を、<u>介護保険法施行規則</u>(平成11年厚生省令第36号)第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号にあつては を記入すること。</p>	<p><b>様式第14号(第9条関係) 高額障害児入所給付費支給申請書</b></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「制度」の欄は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の11第3号に規定する入所受給者証番号にあつては を、<u>障害者自立支援法施行規則</u> _____ (平成18年厚生労働省令第19号)第14条第3号に規定する受給者証番号にあつては を、<u>介護保険法施行規則</u>(平成11年厚生省令第36号)第25条第1項第4号に規定する被保険者証の番号にあつては を記入すること。</p>

5 省略

様式第15号（第11条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

省略

注 省略

別紙1～別紙3 省略

別紙4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項（その1）

省略		
協力医療機関	名称	主な診療科名
多機能型実施の有無	有 無	
省略		

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 協力医療機関との契約の内容を記載した書類

(10) 省略

(11) 省略

（その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略		
主な揭示事項	省略	
協力医療機関	名称	主な診療科名

注 省略

別紙5 省略

別紙6 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項

（総括表） 多

省略	
（注）多機能型による他の事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の障害福祉サービスを行う事業所を含む。）については、下欄に記載すること。	
省略	

注 省略

別紙7・別紙8 省略

5 省略

様式第15号（第11条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

省略

注 省略

別紙1～別紙3 省略

別紙4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項（その1）

省略	
多機能型実施の有無	有 無
省略	

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略	
主な揭示事項	省略

注 省略

別紙5 省略

別紙6 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項

（総括表） 多

省略	
（注）多機能型による他の事業所（ <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）の障害福祉サービスを行う事業所を含む。）については、下欄に記載すること。	
省略	

注 省略

別紙7・別紙8 省略

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第22号（第27条、様式第21号の2関係） 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>現在の障害福祉等のサービスの利用状況（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u>に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	現在の障害福祉等のサービスの利用状況（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u> に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉	省略	<p>様式第22号（第27条、様式第21号の2関係） 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>現在の障害福祉等のサービスの利用状況（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	現在の障害福祉等のサービスの利用状況（ <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉	省略
省略							
現在の障害福祉等のサービスの利用状況（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u> に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉	省略						
省略							
現在の障害福祉等のサービスの利用状況（ <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉	省略						

サービス、訪問指導、生活保護の有無等)		サービス、訪問指導、生活保護の有無等)	
省略		省略	
注 省略		注 省略	

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

**第4条** 障害者自立支援法施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第7号を削る。

**第5条** 障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)、その他の法令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の様式)</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p><b>障害者自立支援法施行細則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>障害者自立支援法施行令</u> _____ (平成18年政令第10号。以下「政令」という。)、<u>障害者自立支援法施行規則</u> _____ (平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)、その他の法令及び<u>障害者自立支援法施行条例</u> _____ (平成18年愛媛県条例第20号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、<u>障害者自立支援法</u> _____ (平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の様式)</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	法第54条第3項の自立支援医療受給者証( _____ 精神通院医療に係るものに限る。)	<u>自立支援医療受給者証(精神通院医療)</u> _____ (様式第1号。以下「医療受給者証」という。)	1	法第54条第3項の自立支援医療受給者証(育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。)	<u>自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)</u> (様式第1号。以下「医療受給者証」という。)
2~5	省略		2~5	省略	
6	省令第35条第1項及び第45条第1項の申請書	<u>自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)</u> _____ (様式第6号)	6	省令第35条第1項及び第45条第1項の申請書	<u>自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)</u> (様式第6号)
7	省令第35条第2項第1号の診断書	<u>自立支援医療(精神通院医療)診断書</u> (様式第7号)	7	省令第35条第2項第1号の意見書	<u>自立支援医療(育成医療)意見書</u> (様式第7号)
8	省令第47条第1項の届出書	<u>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)</u> (様式第8号)	8	省令第35条第2項第1号の診断書	<u>自立支援医療(精神通院医療)診断書</u> (様式第8号)
9	省令第48条第1項の申請書	<u>自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書</u> (様式第9号)	9	省令第47条第1項の届出書	<u>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)</u> (様式第9号)
10	省令第57条の申請書	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医	10	省令第48条第1項の申請書	<u>自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)再交付申請書</u> (様式第10号)
		療) _____	11	省令第57条の申請書	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医

療)指定(変更・更新)申請書(様式第10号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第46条第1項及び第3項並びに第51条の25第1項の規定による変更の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書(様式第11号)
2	法第46条第1項及び第2項並びに第51条の25第1項及び第2項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書(様式第12号)
3	法第47条の規定による指定の辞退	指定障害者支援施設指定辞退届出書(様式第13号)
4	法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による変更の届出	業務管理体制変更届出書(様式第14号)
5	省略	
6	法第64条の規定による変更の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書(様式第15号)
7	法第65条の規定による法第54条第2項の指定の辞退	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書(様式第16号)
8	法第79条第2項の規定による届出	障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第17号)
9	法第79条第3項の規定による変更の届出	障害福祉サービス事業等変更届出書(様式第18号)
10	法第79条第4項の規定による廃止又は休止の届出	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(様式第19号)
11	法第83条第3項の規定による届出	障害者支援施設設置届出書(様式第20号)
12	政令第43条の7第1項の規定による休止又は廃止の届出	障害者支援施設休止(廃止)届出書(様式第21号)
13	政令第43条の7第2項の規定による報告	障害者支援施設変更報告書(様式第22号)
14	省令第63条第1号の規定による業務の休止、廃止又は再開の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書(様式第23号)

(自立支援医療支給認定申請却下の通知)

第6条 知事は、法第53条第1項の規定による支給認定の申請を拒否する処分をするときは、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請却下通知書(以下「却下通知書」という。)

療)指定(変更・更新)申請書(様式第11号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第46条第1項及び第3項並びに第51条の25第1項の規定による変更の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書(様式第12号)
2	法第46条第1項及び第2項並びに第51条の25第1項及び第2項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書(様式第13号)
3	法第47条の規定による指定の辞退	指定障害者支援施設指定辞退届出書(様式第14号)
4	法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による変更の届出	業務管理体制変更届出書(様式第15号)
5	省略	
6	法第64条の規定による変更の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書(様式第16号)
7	法第65条の規定による法第54条第2項の指定の辞退	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書(様式第17号)
8	法第79条第2項の規定による届出	障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第18号)
9	法第79条第3項の規定による変更の届出	障害福祉サービス事業等変更届出書(様式第19号)
10	法第79条第4項の規定による廃止又は休止の届出	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(様式第20号)
11	法第83条第3項の規定による届出	障害者支援施設設置届出書(様式第21号)
12	政令第43条の7第1項の規定による休止又は廃止の届出	障害者支援施設休止(廃止)届出書(様式第22号)
13	政令第43条の7第2項の規定による報告	障害者支援施設変更報告書(様式第23号)
14	省令第63条第1号の規定による業務の休止、廃止又は再開の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書(様式第24号)

(自立支援医療支給認定申請却下の通知)

第6条 知事は、法第53条第1項の規定による支給認定の申請を拒否する処分をするときは、自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請却下通知書(以下「却下通知書」という。)

を当該申請をした者に交付するものとする。

(医療受給者証の返還)

第7条 医療受給者証の交付を受けた支給認定障害者等は、省令第48条第3項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、医療受給者証を返還しなければならない。

- (1) 支給認定障害者等が他の都道府県 \_\_\_\_\_ に居住地を移転したとき。
- (2) 省略

様式第1号(第2条、様式第6号、様式第9号関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)

自立支援医療受給者証(精神通院医療)
省略

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略	
事業者番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)において既に指定を受けている場合

- 注1~8 省略
- 9 「事業者番号」の欄は、法 \_\_\_\_\_ において既に指定を受けている場合に記入すること。
- 10・11 省略

別紙1 (その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項

省略

- 注1~9 省略
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1)~(9) 省略
  - (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙2 療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略

- 注1~7 省略
- 8 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1)~(9) 省略
  - (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号(第7号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

別紙3 (その1) 生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注1~10 省略

を当該申請をした者に交付するものとする。

(医療受給者証の返還)

第7条 医療受給者証の交付を受けた支給認定障害者等は、省令第48条第3項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、医療受給者証を返還しなければならない。

- (1) 支給認定障害者等が他の都道府県(育成医療にあっては、中核市を含む。)に居住地を移転したとき。
- (2) 省略

様式第1号(第2条、様式第6号、様式第10号関係) 自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)

自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)
省略

注 育成医療の場合には、「支給要件の確認方法」の欄の作成を要しない。

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略	
事業者番号	障害者自立支援法 _____ (平成17年法律第123号 _____)において既に指定を受けている場合

- 注1~8 省略
- 9 「事業者番号」の欄は、障害者自立支援法において既に指定を受けている場合に記入すること。
- 10・11 省略

別紙1 (その1) 居宅介護事業者等の指定に係る審査事項

省略

- 注1~9 省略
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1)~(9) 省略
  - (10) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_ (平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙2 療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略

- 注1~7 省略
- 8 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1)~(9) 省略
  - (10) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_ (平成17年法律第123号)第36条第3項各号(第7号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

別紙3 (その1) 生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略

注1~10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号。以下「基準条例」という。）第100条第1項に規定する併設事業所（以下「併設事業所」という。）として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。

3～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準条例第102条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに施設の概要を記載した書類

(3)～(11) 省略

別紙5

（その1） 重度障害者等包括支援事業者の指定に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「主たる対象者」の欄は、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者を対象とする場合は「類型」、最重度知的障害者を対象とする場合は「類型」、行動関連項目等の合計点数が15点以上である者を対象とする場合は「類型」、特定しない場合は「特定なし」を選択すること。

7～11 省略

12 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 出張所又は一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略

注1～4 省略

5 「主たる対象者」の欄は、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者を対象とする場合は「類型」、最重度知的障害者を対象とする場合は「類型」、行動関連項目等の合計点数が15点以上である者を対

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第115条第1項に規定する併設事業所（以下「併設事業所」という。）として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。

3～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準省令第117条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに施設の概要を記載した書類

(3)～(11) 省略

別紙5

（その1） 重度障害者等包括支援事業者の指定に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「主たる対象者」の欄は、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者を対象とする場合は「類型」、最重度知的障害者を対象とする場合は「類型」、行動関連項目等の合計点数が15点以上である者を対象とする場合は「類型」、特定しない場合は「特定なし」を選択すること。

7～11 省略

12 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 出張所又は一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略

注1～4 省略

5 「主たる対象者」の欄は、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者を対象とする場合は「類型」、最重度知的障害者を対象とする場合は「類型」、行動関連項目等の合計点数が15点以上である者を対

象とする場合は「 類型」、特定しない場合は「特定なし」を選択すること。

6～11 省略

別紙6

(その1) 共同生活介護事業者(ケアホーム)の指定  
共同生活援助事業者(グループホーム)

に係る審査事項

省略

注1～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙7

(その1) 共同生活介護事業者(地域移行型ホーム)の指  
共同生活援助事業者(地域移行型ホーム)

定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙7の2

(その1) 経過的居宅介護利用型共同生活介護事業者の指  
共同生活援助事業者(グループホーム)

定に係る審査事項

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙8

(その1) 自立訓練(機能訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略

象とする場合は「 類型」、特定しない場合は「特定なし」を選択すること。

6～11 省略

別紙6

(その1) 共同生活介護事業者(ケアホーム)の指定  
共同生活援助事業者(グループホーム)

に係る審査事項

省略

注1～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_ (平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙7

(その1) 共同生活介護事業者(地域移行型ホーム)の指  
共同生活援助事業者(地域移行型ホーム)

定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 当該申請に係る入所施設が、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第7条第1項第2号に規定する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び旧精神障害者福祉ホーム以外の場合にあっては、当該申請に係る入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少計画を記載した書類を添付すること。

9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_ (平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙7の2

(その1) 経過的居宅介護利用型共同生活介護事業者の指  
共同生活援助事業者(グループホーム)

定に係る審査事項

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_ (平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(その2) 省略

別紙8

(その1) 自立訓練(機能訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略

注1～12 省略

13 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙9

（その1） 自立訓練（生活訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略

注1～12 省略

13 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙10

（その1） 就労移行支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙11

（その1） 就労継続支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略

注1～6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号）第88条 \_\_\_\_\_ に基づく利用定員緩和措置の適用の有無をいうものであること。

8～10 省略

別紙13

（その1） 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1～12 省略

13 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙9

（その1） 自立訓練（生活訓練）事業者の指定に係る審査事項

省略

注1～12 省略

13 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙10

（その1） 就労移行支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～10 省略

11 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙11

（その1） 就労継続支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

（その2） 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略

注1～6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第89条に基づく利用定員緩和措置の適用の有無をいうものであること。

8～10 省略

別紙13

（その1） 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、愛媛県障害者支援施設  
の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛  
県条例第58号）第9条第2項に基づく利用定員  
緩和措置の適用の有無について記入すること。

4～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律（平成17年法律第123号）第38条第3項におい  
て準用する同法第36条第3項各号（第7号を除く。）に  
該当しないことを誓約する書面

（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合  
にあっては、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び  
運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第  
54号）附則第2項から第9項まで の規定の適用  
の有無をいうものであること。

7～9 省略

（その3） 省略

別紙14 一般相談支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(9) 省略

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律（平成17年法律第123号）第51条の19第2項に  
おいて準用する同法第36条第3項各号（第4号、第10号  
及び第13号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(11) 省略

様式第5号（第2条関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略	
届出の内容	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） 第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）	
法 _____ 第51条の2第4項、第51条の31第4項 関係（区分の変更）	
省略	
法 _____ の該当す る条文（事業者等の区分）	法 _____ 第51条の2 （指定障害福祉サービス事業 者及び指定障害者支援施設等 の設置者）
	法 _____ 第51条の31 （指定相談支援事業者）
障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するた めの法律施行規則（平成18年厚生	省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、障害者自立支援法に基  
づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18  
年厚生労働省令第177号）第9条第2項に基づく利用定員  
緩和措置の適用の有無について記入すること。

4～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第38条第3項におい  
て準用する同法第36条第3項各号 \_\_\_\_\_ に  
該当しないことを誓約する書面

（その2） 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合  
にあっては、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施  
設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労  
働省令第172号）附則第2条から第19条までの規定の適用  
の有無をいうものであること。

7～9 省略

（その3） 省略

別紙14 一般相談支援事業者の指定に係る審査事項

省略

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(9) 省略

(10) 障害者自立支援法 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_（平成17年法律第123号）第51条の19第2項に  
おいて準用する同法第36条第3項各号（第4号、第10号  
及び第13号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(11) 省略

様式第5号（第2条関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略	
届出の内容	
障害者自立支援法 _____ _____（平成17年法律第123号 _____） 第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）	
障害者自立支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項 関係（区分の変更）	
省略	
障害者自立支援法上の該当す る条文（事業者等の区分）	障害者自立支援法第51条の2 （指定障害福祉サービス事業 者及び指定障害者支援施設等 の設置者）
	障害者自立支援法第51条の31 （指定相談支援事業者）
障害者自立支援法施行規則 _____ _____（平成18年厚生	省略

労働省令第19号。以下「省令」という。)第34条の28及び第34条の62の規定に基づく届出事項
省略

注1～7 省略

8 省令 第34条の28第1項第3号若しくは第4号又は第34条の62第1項第3号若しくは第4号の規定に基づく届出事項がある場合は、関係する書類を添付すること。

様式第6号(第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)
省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)の書類は、前回の申請において(1)の書類を提出している者が引き続き当該精神通院医療に係る申請を行う場合であって、前回の申請時から病状及び治療方針の変更がないときは、添付することを要しない。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)診断書(様式第7号)

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 変更の場合にあつては、自立支援医療受給者証(精神通院医療) (様式第1号)

[自治体記入欄] 省略

様式第7号(第2条、様式第6号関係) 自立支援医療(精神通院医療)診断書

省略
7 現在の (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)
省略

注 省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

労働省令第19号 _____ )第34条の28及び第34条の62の規定に基づく届出事項
省略

注1～7 省略

8 障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項第3号若しくは第4号又は第34条の62第1項第3号若しくは第4号の規定に基づく届出事項がある場合は、関係する書類を添付すること。

様式第6号(第2条、様式第9号関係) 自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)

自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)
省略

注1・2 省略

3 「治療方針の変更」の欄及び「診断書の添付」の欄は、精神通院医療の場合に記入すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 育成医療の場合にあつては、自立支援医療(育成医療)意見書(様式第7号)

(2) 精神通院医療の場合(前回の申請において自立支援医療(精神通院医療)診断書(様式第8号)を提出している者が引き続き当該精神通院医療に係る申請を行う場合であって、前回の申請時から病状及び治療方針の変更がないときを除く。)にあつては、自立支援医療(精神通院医療)診断書

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 変更の場合にあつては、自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)(様式第1号)

[自治体記入欄] 省略

様式第8号(第2条、様式第6号関係) 自立支援医療(精神通院医療)診断書

省略
7 現在の (障害者自立支援法 _____ (平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)
省略

注 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）

省略

注1～4 省略

5 負担上限月額に関する事項（所得区分及び重度かつ継続の該当・非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）（様式第6号）に必要事項を記載して提出すること。

様式第9号（第2条関係） 自立支援医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書

自立支援医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書

省略

省略

注 省略

様式第10号（第2条、第3条関係） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書

様式第10号（その1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(10) 省略

様式第10号（その2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(3) 省略

様式第10号（その3） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（薬局の場合）

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（育成医療・精神通院医療）

省略

注1～4 省略

5 負担上限月額に関する事項（所得区分及び重度かつ継続の該当・非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）（様式第6号）に必要事項を記載して提出すること。

様式第10号（第2条関係） 自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）再交付申請書

自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）再交付申請書

省略

省略

注 省略

様式第11号（第2条、第3条関係） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書

様式第11号（その1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(10) 省略

様式第11号（その2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（病院又は診療所の場合）

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(3) 省略

様式第11号（その3） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（薬局の場合）

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(5) 省略

様式第10号（その4） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(2) 省略

- 様式第11号 省略
様式第12号 省略
様式第13号 省略
様式第14号 省略
様式第15号 省略
様式第16号 省略
様式第17号 省略
様式第18号 省略
様式第19号 省略
様式第20号 省略
様式第21号 省略
様式第22号 省略
様式第23号 省略

(4) 障害者自立支援法

（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(5) 省略

様式第11号（その4） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（変更・更新）申請書（指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

省略

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 障害者自立支援法
（平成17年法律第123号）第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書類

(2) 省略

- 様式第12号 省略
様式第13号 省略
様式第14号 省略
様式第15号 省略
様式第16号 省略
様式第17号 省略
様式第18号 省略
様式第19号 省略
様式第20号 省略
様式第21号 省略
様式第22号 省略
様式第23号 省略
様式第24号 省略

（愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部改正）

第6条 愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It details changes to Article 14, 15, and 23 regarding admission qualifications and periods for nursing care.

第24条 短期入所に係る入所の期間は、総合支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(通所資格)

第40条 生活介護を受けるために通所することができる者は、総合支援法第19条第1項に規定する支給決定に係る在宅の重症心身障害者とする。

(通所期間)

第41条 生活介護に係る通所の期間は、総合支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

第24条 短期入所に係る入所の期間は、自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

(通所資格)

第40条 生活介護を受けるために通所することができる者は、自立支援法第19条第1項に規定する支給決定に係る在宅の重症心身障害者とする。

(通所期間)

第41条 生活介護に係る通所の期間は、自立支援法第23条に規定する支給決定の有効期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の児童福祉法施行細則又は第5条の規定による改正前の障害者自立支援法施行細則の規定による申請書は、それぞれ第2条の規定による改正後の児童福祉法施行細則又は第5条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第33号

愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

県道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、別表のとおりとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その寸法を縮小することができるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表

案内標識

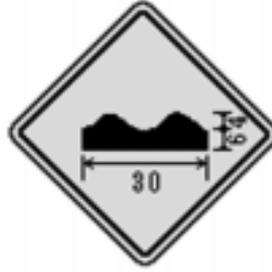
非常電話（116の2）	待避所（116の3）	非常駐車帯（116の4）
 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(90×60)</p>
駐車場（117 A）	登坂車線（117の2 A）	県道番号（118の2 A）
 <p>(60×60)</p>	 <p>(60×160)</p>	 <p>(20.5×30)</p>

<p>県道番号 ( 118の 2 B )</p>	<p>県道番号 ( 118の 2 C )</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 ( 118の 3 A )</p>
<p>総重量限度緩和指定道路 ( 118の 3 B )</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 ( 118の 4 A )</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 ( 118の 4 B )</p>
<p>道路の通称名 ( 119 A )</p>	<p>道路の通称名 ( 119 B )</p>	<p>道路の通称名 ( 119 C )</p>

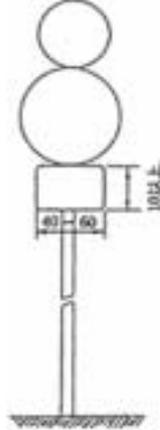
<p>まわり道 ( 120 A )</p>
<p>( 30 × 45 )</p>

警戒標識

<p>本標識板の規格</p>	<p>+ 形道路交差点あり ( 201 A )</p>	<p>右 ( 又は左 ) 方屈曲あり ( 202 )</p>

<p>信号機あり (208の2)</p>	<p>落石のおそれあり (209の2)</p>	<p>路面凹凸あり (209の3)</p>
		
<p>合流交通あり (210)</p>	<p>車線数減少 (211)</p>	<p>幅員減少 (212)</p>
		
<p>二方向交通 (212の2)</p>		
		

補助標識

<p>補助標識板の規格</p>	<p>注意事項 (510)</p>
	

備考

- 1 案内標識、警戒標識及び補助標識の種類、番号及び様式(寸法を表示する部分を除く。)については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)の例による。
- 2 寸法
  - (1) 案内標識及び警戒標識については、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。
  - (2) 「駐車場(117 A)」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

- (3) 「駐車場(117 A)」、「県道番号(118の2 A)」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4 A・B)」及び「まわり道(120 A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (4) 「登坂車線(117の2 A)」、「県道番号(118の2 B・C)」及び「道路の通称名(119 A・B・C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (5) 「道路の通称名(119 A・B)」を表示する案内標識については図示の横寸法を、「道路の通称名(119 C)」を表示するものについては図示の縦寸法を、表示する文字の字数によりそれぞれ拡大することができる。
- (6) 補助標識については、図示の寸法を基準とし、その附置される案内標識又は警戒標識の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

3 文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114 B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場(117 A)」、「登坂車線(117の2 A)」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4 A・B)」、「道路の通称名(119 A・B・C)」及び「まわり道」を表示する案内標識以外の案内標識の文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合は、1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点(114 B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを基準とする。
- (5) 「市町村」及び「県(102 A)」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(106 A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(108の2 A・B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点(114 A・B)」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (6) 「駐車場(117 A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- (7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場(117 A)」及び「まわり道(120 B)」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2 A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4 A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線(117の2 A)」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2 B・C)」及び「道路の通称名(119 A・B・C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

○愛媛県規則第34号

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
別表（第2条関係） 証 紙	別表（第2条関係） 証 紙																																																
																																																	
<p>注1 証紙の種類により、「1円」とあるのは、「5円」、「10円」、「50円」、「100円」、「200円」、「300円」又は「500円」とし、「1,000円」とあるのは、「2,000円」、「5,000円」又は「10,000円」とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 色</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">1円</td><td>にぶ赤紫色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">5円</td><td>灰味紫色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">10円</td><td>にぶ青紫色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">50円</td><td>にぶ緑色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">100円</td><td>灰味オリーブ色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">200円</td><td>暗い黄味茶色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">300円</td><td>灰味赤茶色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">500円</td><td>黄茶色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">1,000円</td><td>紅 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">2,000円</td><td>紫 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">5,000円</td><td>黄緑色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">10,000円</td><td>うぐいす色</td></tr> </table>	1円	にぶ赤紫色	5円	灰味紫色	10円	にぶ青紫色	50円	にぶ緑色	100円	灰味オリーブ色	200円	暗い黄味茶色	300円	灰味赤茶色	500円	黄茶色	1,000円	紅 色	2,000円	紫 色	5,000円	黄緑色	10,000円	うぐいす色	<p>注1 省略</p> <p>2 100円以上のものについては地模様（黄色）刷込みとする。</p> <p>3 色</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">1円</td><td>緑 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">5円</td><td>朱 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">10円</td><td>群青色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">50円</td><td>紫 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">100円</td><td>緋 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">200円</td><td>青 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">300円</td><td>暗褐色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">500円</td><td>暗緑色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">1,000円</td><td>赤 色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">2,000円</td><td>暗いグレー</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">5,000円</td><td>オリーブ色</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">10,000円</td><td>暗茶紫色</td></tr> </table>	1円	緑 色	5円	朱 色	10円	群青色	50円	紫 色	100円	緋 色	200円	青 色	300円	暗褐色	500円	暗緑色	1,000円	赤 色	2,000円	暗いグレー	5,000円	オリーブ色	10,000円	暗茶紫色
1円	にぶ赤紫色																																																
5円	灰味紫色																																																
10円	にぶ青紫色																																																
50円	にぶ緑色																																																
100円	灰味オリーブ色																																																
200円	暗い黄味茶色																																																
300円	灰味赤茶色																																																
500円	黄茶色																																																
1,000円	紅 色																																																
2,000円	紫 色																																																
5,000円	黄緑色																																																
10,000円	うぐいす色																																																
1円	緑 色																																																
5円	朱 色																																																
10円	群青色																																																
50円	紫 色																																																
100円	緋 色																																																
200円	青 色																																																
300円	暗褐色																																																
500円	暗緑色																																																
1,000円	赤 色																																																
2,000円	暗いグレー																																																
5,000円	オリーブ色																																																
10,000円	暗茶紫色																																																

附 則

- この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- この規則施行の際現に存する改正前の愛媛県証紙条例施行規則別表の規定による証紙は、当分の間、なおその効力を有する。

告 示

○愛媛県告示第332号

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程（昭和53年2月愛媛県告示第175号）は、平成25年3月31日限り廃止する。ただし、廃止

前の愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第333号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助対象事業の内容等）	（補助対象事業の内容等）
<p><b>第3条</b> 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p><b>第3条</b> 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>

- (1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道（継続的に使用される作業道であつて、森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づいて知事が別に定める指針に適合するものという。以下同じ。）の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率（以下「区分等」という。）は、別表第1のとおりとする。
- (2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。
- ア・イ 省略
- ウ 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行う森林施業
- (3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。
- ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。
- (ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。
- a 省略
- b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法第10条の11の9第2項の規定による施業実施協定の認可を受けた特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画若しくは森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備
- c 市民開放タイプ 森林経営計画若しくは森林施業計画の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備
- (イ) 省略
- (4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。
- ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道（継続的に使用される作業道であつて、森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づいて知事が別に定める指針に適合するものという。以下同じ。）の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率（以下「区分等」という。）は、別表第1のとおりとする。
- (2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。
- ア・イ 省略
- ウ 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行う森林施業
- (3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。
- ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。
- (ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。
- a 省略
- b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法第10条の11の8第2項の規定による施業実施協定の認可を受けた特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林施業計画  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（同法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同項\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備
- c 市民開放タイプ \_\_\_\_\_森林施業計画の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備
- (イ) 省略
- (4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。
- ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 造林未済地緊急造林 市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に定める公益的機能別施業森林区域（同法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内の伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で行う郷土樹種の植栽、天然更新の補助作業等

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ア～オ 省略

カ 森林所有者の団体（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。）

キ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

ク 省略

ケ 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

コ 要間伐森林（森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林をいう。以下同じ。）に係る同法第10条の11の2第1項第2号の契約の締結に関し同法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2) 環境林整備事業の広葉樹林化等整備 \_\_\_\_\_ にあつては、次に掲げる者（その所有する森林で施業を行う者を除き、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した者に限る。）

ア～エ 省略

(3) 環境林整備事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者（その所有する森林で施業を行う者（市町を除く。）を除き、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した者に限る。）

ア 市町

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 造林未済地緊急造林 森林法第5条第2項第4号の3に規定する

\_\_\_\_\_公益的機能別施業森林区域

\_\_\_\_\_内の伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で行う郷土樹種の植栽、天然更新の補助作業等

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの（間伐及び更新伐にあつては、キ又はクに掲げる者であつて、森林

施業計画及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）に基づき、多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の対象森林又は民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）において当該間伐及び更新伐を実施するものに限る。）

ア～オ 省略

カ 森林所有者の団体（森林法施行令 \_\_\_\_\_ 第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。）

キ 省略

ク 特定間伐等促進計画 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(2) 環境林整備事業の広葉樹林化等整備及び被害森林整備にあつては、次に掲げる者（その所有する森林で施業を行う者を除き、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した者に限る。）

ア～エ 省略

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 特定非営利活動法人等

オ 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する者に限る。次号において同じ。）

(4) 環境林整備事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～オ 省略

カ 森林経営計画策定者

(5) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 省略

イ 市民主導タイプ 森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(6) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～カ 省略

キ 森林経営計画策定者

ク 省略

(7) 省略

(8) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア) 森林経営計画に基づいて行う場合 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること又は1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満である場合にあつては、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施するものであり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上であること。

a 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、森林経営計画ごとに間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面

(3) 環境林整備事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～オ 省略

(4) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 省略

イ 市民主導タイプ \_\_\_\_\_ 森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち \_\_\_\_\_ 森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(5) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～カ 省略

キ 省略

(6) 省略

(7) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（間伐及び更新伐にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施する場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上で、かつ、当該交付申請に係る間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）で、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上、水田跡地の人工造林にあつては1施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの

積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）で、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上

b 間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計をそれぞれの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

(イ) 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合（多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林において実施する場合に限る。）次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること。

a 間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林において実施する場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上で、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上）

b 伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上  
イ 水田跡地の人工造林を実施する場合 1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上であること。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合（附帯施設等整備及び森林作業道整備を実施する場合を除く。） 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること。

(2)～(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 省略

(2) 第2条第1号の事業のうち森林経営計画又は森林施業計画に基づいて行うものについて、これら \_\_\_\_\_ の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

(3)～(5) 省略

(6) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る

(2)～(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 省略

(2) 第4条第1号キに掲げる者が森林施業計画に基づいて第2条第1号に掲げる事業を行う場合において、当該森林施業計画の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

(3)～(5) 省略

(6) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（ \_\_\_\_\_ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る

当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）

5・6 省略

別表第1（第3条関係）

森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	下刈りが終了した 齢級以下（天然林にあつては、 齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8 間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下の林分若しくは市町村森林整備計画に定める立木の標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じて得た林齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費	省略
9 更新伐	育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として、 齢級以下又は標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、 齢級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費	省略
10 省略		
11 森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能	省略

当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）

5・6 省略

別表第1（第3条関係）

森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	下刈りが終了した 齢級以下（天然林にあつては、 齢級以下）の林分 _____ _____ において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8 間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下の林分 _____ _____ 又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積 _____ に要する経費	省略
9 更新伐	人工林における育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）若しくは _____ 広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下 _____ _____（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、 齢級以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし _____ に要する経費	省略
10 省略		
11 森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良 _____	省略

	となつた森林作業道の復旧を含む。 以下同じ。)に要する経費	
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。		

別表第2(第3条関係)

環境林整備事業

1 広葉樹林化等整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第1 7に同じ。	省略
8 更新伐	_____育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下(長期育成循環施業の一環として実施する場合にあっては、 齢级以上)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	省略
9・10 省略		

備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。		

2 被害森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第1 7に同じ。	省略
8～10 省略		

備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づく		

	_____ _____に要する経費	
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が _____ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。		

別表第2(第3条関係)

環境林整備事業

1 広葉樹林化等整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1～6 省略		
7 除伐	下刈りが終了した 齢級以下の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8 更新伐	人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは _____ 広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下(長期育成循環施業の一環として実施する場合にあっては、 齢级以上)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	省略
9・10 省略		

備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が _____ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。		

2 被害森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1～6 省略		
7 除伐	1の表 7に同じ。	省略
8～10 省略		

備考		
1～4 省略		
5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が _____ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づく		

ものである場合にあつては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~5 省略		
6 除伐	別表第1 7に同じ。	省略
7~9 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。

別表第3(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

- (1) 市民参加型森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~3 省略		
4 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び 森林作業道の開設及び改良に要する経費	省略
5 省略		

備考

1 省略

2 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

- (2) 野生生物共生林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~4 省略		

備考 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

別表第4(第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 特定林地改良

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~3 省略		

備考

ものである場合にあつては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~5 省略		
6 除伐	1の表 7に同じ。	省略
7~9 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年(当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が \_\_\_\_\_ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内)先行して実施することができる。

別表第3(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

- (1) 市民参加型森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~3 省略		
4 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに長期間継続して使用される森林作業道の開設及び改良に要する経費	省略
5 省略		

備考

1 省略

2 森林作業道の開設については \_\_\_\_\_、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

- (2) 野生生物共生林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~4 省略		

備考 森林作業道の開設については \_\_\_\_\_、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

別表第4(第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 特定林地改良

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~3 省略		

備考

1・2 省略  
 3 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第1 7に同じ。	省略
8～11 省略		

備考

1～3 省略  
 4 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(3) 造林未済地緊急造林

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第1 7に同じ。	省略
8～10 省略		

備考

1～3 省略  
 4 森林作業道の開設については、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

1・2 省略  
 3 森林作業道の開設については\_\_\_\_\_、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第2 1の表7に同じ。	省略
8～11 省略		

備考

1～3 省略  
 4 森林作業道の開設については\_\_\_\_\_、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(3) 造林未済地緊急造林

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 除伐	別表第2 1の表7に同じ。	省略
8～10 省略		

備考

1～3 省略  
 4 森林作業道の開設については\_\_\_\_\_、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

○愛媛県告示第334号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第12条の2第1項の規定は、同日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第10条</b> 削除</p> <p>（中間前金払）</p> <p><b>第12条の2</b> 中間前金払（前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。）の対象は、1件の請負代金額が<u>100万円</u>以上の工事とする。</p> <p>2 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、あらかじめ契約担当者に対し、当該建設工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>附則第3条第3項各号</u>に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p>	<p>（工事監督日誌）</p> <p><b>第10条</b> 監督員は、当該工事について工事監督日誌（様式第2号）を作成しなければならない。</p> <p>（中間前金払）</p> <p><b>第12条の2</b> 中間前金払（前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。）の対象は、1件の請負代金額が<u>1,000万円</u>以上の工事とする。</p> <p>2 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、あらかじめ契約担当者に対し、当該建設工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>附則第3条第2項各号</u>に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。</p>

3 省略  
(債権譲渡)

第13条 省略

2～6 省略

7 前各項の規定にかかわらず、請負者が愛媛県建設業振興資金貸付金の貸付けを受けるために愛媛県建設業協同組合連合会に対して行う債権譲渡及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度又は地域建設業経営強化融資制度に係る融資を受けるために愛媛県建設業協同組合連合会又は株式会社建設総合サービスに対して行う債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続は、別に定める。

3 省略  
(債権譲渡)

第13条 省略

2～6 省略

7 前各項の規定にかかわらず、請負者が愛媛県建設業振興資金貸付金の貸付けを受けるために社団法人愛媛県建設業協会に対して行う債権譲渡及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度又は地域建設業経営強化融資制度に係る融資を受けるために愛媛県建設業協同組合連合会又は株式会社建設総合サービスに対して行う債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続は、別に定める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

○愛媛県告示第335号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲(昭和39年3月愛媛県告示第283号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
次のものを除く使用料及び手数料	次のものを除く使用料及び手数料
1 省略	1 省略
2 手数料	2 手数料
(1)～(9) 省略	(1)～(9) 省略
<u>(10) パーキング・チケット発給手数料</u>	<u>(10) パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給手数料</u>
(11)～(16) 省略	(11)～(16) 省略

○愛媛県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮190番5地先から同町新宮189番地先まで 及び 四国中央市新宮町新宮142番6から同町新宮191番2まで	旧	メートル 5.0～34.0	キロメートル 0.092	
		四国中央市新宮町新宮142番6から同町新宮191番2まで	新	15.0～54.0	0.093	
"	"	四国中央市新宮町新宮238番2から同町新宮269番6地先まで 及び 四国中央市新宮町新宮232番2から同町新宮269番6まで	旧	6.8～44.0	0.314	
		四国中央市新宮町新宮232番2から同町新宮269番6まで	新	10.0～15.0	0.108	
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立4678番から同町馬立4679番まで	旧	5.0～14.0	0.058	
			新	10.0～15.0	0.058	

"	"	四国中央市新宮町馬立4456番から 同町馬立4385番まで	旧	5.0~20.0	0.360	
			新	8.5~28.0	0.360	
"	"	四国中央市新宮町馬立4470番から 同町馬立4347番まで	旧	5.0~21.0	0.148	
			新	9.0~35.0	0.148	

○愛媛県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山869番2から 同町上山748番2まで	旧	メートル 7.0~23.0	キロメートル 0.120	
			新	11.0~69.0	0.115	
"	"	四国中央市新宮町上山3041番1から 同町上山3034番6まで	旧	16.2~33.8	0.050	
			新	16.2~47.6	0.050	

○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山869番2から 同町上山748番2まで	平成25年 3月29日
"	"	四国中央市新宮町上山3041番1から 同町上山3034番6まで	"

○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	東温市見奈良字廣坪521番6から 同字588番7まで	平成25年 3月29日

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令**

愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（研修生の受託）</p> <p><b>第16条</b> 知事の事務部局に属しない機関の長又は市町（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の長（一部事務組合にあつては、管理者又は理事）から、その職員の研修について委託を受けたときは、研修に参加させることができる。</p> <p>2 市町の職員の研修について委託を受けたときは、研修を行うことができる。</p> <p>（研修の聴講）</p> <p><b>第16条の2</b> 所長は、その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有する団体の長から申請があつたときは、その職員の研修の聴講を認めることができる。</p>	<p>（研修生の受託）</p> <p><b>第16条</b> 知事の事務部局に属しない機関の長又は市町長 _____ から、その職員の研修について委託を受けたときは、研修に参加させることができる。</p> <p>2 市町職員 _____ の研修について委託を受けたときは、研修を行うことができる。</p>

**附 則**

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

---

**教育委員会規則**

---

○愛媛県教育委員会規則第 1号

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

**愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則**

（愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

**第 1 条** 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p><b>別表（第 2 条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区</th> <th colspan="2">高等学校名</th> <th rowspan="2">通 学 区 域</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中予地区</td> <td>省略</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地 区	高等学校名		通 学 区 域	本校	分校	省 略				中予地区	省略		省略		省略			省 略				<p><b>別表（第 2 条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 区</th> <th colspan="2">高等学校名</th> <th rowspan="2">通 学 区 域</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中予地区</td> <td>省略</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中山</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地 区	高等学校名		通 学 区 域	本校	分校	省 略				中予地区	省略		省略		中山	省略		省 略			
地 区		高等学校名			通 学 区 域																																								
	本校	分校																																											
省 略																																													
中予地区	省略		省略																																										
	省略																																												
省 略																																													
地 区	高等学校名		通 学 区 域																																										
	本校	分校																																											
省 略																																													
中予地区	省略		省略																																										
	中山	省略																																											
省 略																																													

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科	昼 夜 別	生徒 定員		修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科	昼 夜 別	生徒 定員
省略								省略							
								中山高等学校							
省略								省略							
備考 省略								備考 省略							

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県教育委員会  
委員長 松岡義勝

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程(平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2(第19条関係)					別表第2(第19条関係)				
健康診断の種類及び内容					健康診断の種類及び内容				
種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考	種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	省略	省略		一般定期健康診断	全職員	省略	省略	
		胸部X線C R 撮影検査					胸部X線間接 撮影検査 かくたん検査		
		省略					省略		
省略	省略	省略	省略		省略	省略	胸部X線直接 撮影検査 胸部X線断層 撮影検査	省略	
		胸部X線C T 撮影検査					省略		
		省略					省略		
その 他の 健康	肺が ん検	40歳以上 の職員	胸部X線C R 撮影検査	省略	その 他の 健康	肺が ん検	40歳以上 の職員	胸部C R撮影 検査	省略

診断	診					診断	診				
	省略						省略				

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 2 - 23

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 2 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委回事務）</p> <p><b>第 2 条</b> 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合の<b>ほか</b>、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 事務局職員の児童手当 _____ の認定に関すること。</p> <p>(20)～(26) 省略</p>	<p>（委回事務）</p> <p><b>第 2 条</b> 法及びこれに基づく <u>条例</u> 並びに規則に別段の定めがある場合の <u>外</u>、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 事務局職員の児童手当 <u>及び子ども手当</u> の認定に関すること。</p> <p>(20)～(26) 省略</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1133

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第12条の 4</b> 条例第19条第 3 項の人事委員会が定める作業は、防弾装備を着装し、かつ、武器を携帯して行う次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 暴力団等により保護対象者に危害が加えられることを未然に防止するための身辺警戒又は固定警戒の作業</u></p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～ 4 省略</p> <p>5 条例第20条第 1 項第 7 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条の 4 の作業</td> <td>手当の額</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号から第 6 号までの作業</td> <td>省略</td> </tr> </table>	第12条の 4 の作業	手当の額	省略		第 4 号から第 6 号までの作業	省略	<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第12条の 4</b> 条例第19条第 3 項の人事委員会が定める作業は、防弾装備を着装し、かつ、武器を携帯して行う次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～ 4 省略</p> <p>5 条例第20条第 1 項第 7 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条の 4 の作業</td> <td>手当の額</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号及び第 5 号 の作業</td> <td>省略</td> </tr> </table>	第12条の 4 の作業	手当の額	省略		第 4 号及び第 5 号 の作業	省略
第12条の 4 の作業	手当の額												
省略													
第 4 号から第 6 号までの作業	省略												
第12条の 4 の作業	手当の額												
省略													
第 4 号及び第 5 号 の作業	省略												

6～24 省略  
(災害応急作業等手当)

第34条の4 省略

2～6 省略

7 条例附則第5項第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

- (1) 条例附則第5項第5号アの作業は、5,000円
- (2) 条例附則第5項第5号イの作業は、1,000円

6～24 省略  
(災害応急作業等手当)

第34条の4 省略

2～6 省略

7 条例附則第5項第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

- (1) 条例附則第5項第3号アの作業は、5,000円
- (2) 条例附則第5項第3号イの作業は、1,000円

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1134

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 459)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次_____に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者(条例第8条第2項に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)</u>が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者_____以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅_____並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><b>第3条及び第4条</b> 削除</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p><b>第2条</b> 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) _____ _____ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号<u>に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)</u></p> <p><b>第3条</b> 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</p> <p>(1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>(3) <u>その他人事委員会が定める住宅(世帯主)</u></p> <p><b>第4条</b> 条例第9条の5第1項第2号及び第4号の「世帯主」とは、<u>主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者(以下「配偶者等」という。)</u>とが共有している住宅(人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。)に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p>

**第5条** 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員住宅及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

**第5条の2** 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7763)第6条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用\_\_\_\_\_ )の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

**第6条** 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届兼住居手当認定・確認簿(別記様式)により、その居住の実情\_\_\_\_\_を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等\_\_\_\_\_の変更があつた場合についても、同様とする。

2 省略

**第5条** 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員住宅及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

**第5条の2** 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7763)第6条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用。以下同じ。)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

**第5条の3** 条例第9条の5第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則第6条第2項に該当する職員で、その所有に係る住宅(第3条各号に掲げる住宅を含む。)で同項第3号に規定する異動若しくは公署の移転の直前の住居であつたもの又はこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものに同号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住しているもの(その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主(第4条に規定する世帯主をいう。)となる職員に限る。)とする。

(届出)

**第6条** 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届兼住居手当認定・確認簿(別記様式)により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、その家賃の額、その所有関係等の変更があつた場合についても、同様とする。

2 省略

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条、第7条関係） 住居届兼住居手当認定・確認簿

(表)

住居届兼住居手当認定・確認簿

任命権者		様	所属	職名		氏名		⑧		
区分	① 届出の理由 (事実発生年月日)	提出年月日	② 住宅の所在地 (住宅への入居日)	③ 住宅の種類	住宅の貸主(続柄)		④ 住宅の名義上の借主(続柄)		⑤ 家賃等	
職員 居 住 用  (条例第9条の5第1項第1号)	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
単身赴任手当受給者留守家族居住用  (条例第9条の5第1項第2号)	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
	理由 ( 年 月 日)	年 月 日	所在地 ( 年 月 日)		住所 氏名 ( )	氏名 ( ) 氏名 ( )	月額 ( 年 月 日から)	円		
決定事項	受理年月日	住居手当支給要件該当・非該当の別等		⑥ 決定家賃等	支給の始期等	住居手当の月額	決定(改定)欄		決裁欄	
	年 月 日	□該当 □条例第9条の5第1項第1号 □条例第9条の5第1項第2号 □非該当(理由 )		円	年 月から	円	上記のとおり確認し、左記のとおり決定(改定)する。 年 月 日 職名 氏名 円			
	年 月 日	□該当 □条例第9条の5第1項第1号 □条例第9条の5第1項第2号 □非該当(理由 )		円	年 月から	円	上記のとおり確認し、左記のとおり決定(改定)する。 年 月 日 職名 氏名 円			
年 月 日	□該当 □条例第9条の5第1項第1号 □条例第9条の5第1項第2号 □非該当(理由 )		円	年 月から	円	上記のとおり確認し、左記のとおり決定(改定)する。 年 月 日 職名 氏名 円				

注 裏面の「記入上の注意」を参照の上、記入すること。

(裏)

担 当 者 確 認 欄	区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		年度													年度											
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												
	年度													年度												

記入上の注意

- 1 太線の枠内のみ記入する。
- 2 ①欄の届出の理由は、「新規」、「転居」、「契約関係の変更」、「家賃の額の変更」、「支給要件の喪失」等により記入する。
- 3 ②欄の住宅の所在地は、市町村名から地番までを記入する。
- 4 ③欄の住宅の種類は、原則として「借家」又は「借間」のいずれかを記入する。ただし、居住に関する支払額に食費、電気代、ガス代又は水道代が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、食費等が含まれているものを「賄い付下宿」と、電気代、ガス代又は水道代が含まれているものを「光熱費込み下宿」と記入する。
- 5 ④欄の住宅の名義上の借主は、契約書等によつて記入する。
- 6 ⑤欄の家賃等には、権利金、敷金、車庫料、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、③欄に「賄い付下宿」又は「光熱費込み下宿」と記入した場合は、食費等又は光熱費を含めた額を記入する。
- 7 ⑥欄の上段は条例第9条の5第1項第1号に係る額を、下段は条例第9条の5第1項第2号に係る額を記入する。
- 8 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付ける。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年愛媛県条例第 1号)附則第 2項の職員の住居手当については、改正前の住居手当に関する規則第 3条、第 4条、第 5条の 3、第 6条及び別記様式の規定は、平成27年 3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、第 5条の 3中「異動若しくは公署の移転」とあるのは、「異動若しくは公署の移転(国家公務員等であつた者から引き続き条例第 3条第 1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2条第 1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 3項第 1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 10条第 1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用)」とする。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の住居手当に関する規則別記様式の規定による住居届兼住居手当認定・確認簿は、改正後の住居手当に関する規則別記様式の規定による住居届兼住居手当認定・確認簿とみなす。

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第 1号

## 平成25年度愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験公告

平成25年 3月29日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁(東京都)、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

第 1次試験日 平成25年 5月12日(日)

受付期間 平成25年 4月 2日(火)～ 4月22日(月)

〔持 参〕 午前 8時30分～午後 5時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

〔郵 送〕 4月22日(月)までの消印有効

〔インターネット〕 4月 2日(火)午前 8時30分～ 4月15日(月)午後 5時15分

試験会場 松山東高等学校

## 《平成25年度の変更点》

柔道、剣道の 2段以上の段位又は全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手出場経験に対する加点制度を導入しました。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
大 学 卒	愛 媛 県	47人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警 視 庁	3人程度	
	神 奈 川 県	3人程度	
	大 阪 府	5人程度	
	兵 庫 県	3人程度	

第 2志望まで選択することができますが、**第 1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第 1次試験に合格した場合、第 2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

## 2 受験資格

- 日本の国籍を有する者
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- 昭和58年 4月 2日から平成 8年 4月 1日までに生まれた男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成26年 3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和58年 5月14日から平成 4年 4月 1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第 2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合

わせてください。

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容																
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)																
	身体検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね160cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>おおむね47kg以上であること。</td> </tr> <tr> <td>胸囲</td> <td>おおむね78cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	身長	おおむね160cm以上であること。	体重	おおむね47kg以上であること。	胸囲	おおむね78cm以上であること。	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。		
	項目	基準																	
身長	おおむね160cm以上であること。																		
体重	おおむね47kg以上であること。																		
胸囲	おおむね78cm以上であること。																		
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。																		
聴力	完全であること。																		
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。																		
スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	<p>柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>加点の申請を行う場合は、資格等を証明する書類が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。 (別表「加点の申請について」を参照のこと。)</p>	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験									
項目	基準																		
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)																		
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)																		
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験																		
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。 (課題1題、解答時間1時間)																
	体力検査	-	<p>職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上/20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上(左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上/30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>55cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準	反復横とび	50回以上/20秒間	握力	45kg以上(左右の平均)	上体起こし	25回以上/30秒間	垂直とび	55cm以上	腕立伏臥腕屈伸	30回以上	20mシャトルラン	65回以上	長座体前屈	45cm以上
	種目	基準																	
	反復横とび	50回以上/20秒間																	
握力	45kg以上(左右の平均)																		
上体起こし	25回以上/30秒間																		
垂直とび	55cm以上																		
腕立伏臥腕屈伸	30回以上																		
20mシャトルラン	65回以上																		
長座体前屈	45cm以上																		
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																	
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。																	

(2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。

- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) **第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。**  
身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**別表 加点の申請について**

項目	証明書類	申請方法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類	受験申込時に証明書類の写し（A4）を提出した上で、第1次試験当日に原本を持参してください。なお、申込時に写しを提出した場合であっても、原本により資格等の確認ができない場合は加点しません。
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類	
ス ポ ー ツ 歴	次の(1)、(2)の両方が証明できる書類 (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び大会年月が明記されたものであること	

**4 試験日、試験会場及び合格発表**

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成25年 5月12日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
第2次試験	6月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		7月中旬

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**5 受験手続**

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官（男性・大卒）請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4判用/角型2号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（男性・大卒）申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類の写し（A4）を同封して送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類の写し（A4）も持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月23日（火）以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、試験当日持参してください。 受験票が5月2日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

- (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

（愛媛県簡易申請システム）<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

**6 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者名簿に記載され、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。  
この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するものですが、大学等を卒業した者又は大学等を平成25年9月末日までに卒業する見込みの者については、欠員の状況によって、平成25年10月1日から採用となる場合があります。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、平成26年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。  
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**7 給与等**

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給（現行給料月額198,047円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。  
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**8 試験結果の開示**

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）  
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名）	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1週間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**9 問い合わせ先等**

申 込 み 先 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>		
問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623		
愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120-03-4145	
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314	

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成25年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告

平成25年3月29日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成25年 5月12日（日）

受付期間 平成25年 4月2日（火）～ 4月22日（月）

〔持 参〕 午前 8 時30分～午後 5 時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 4月22日（月）までの消印有効

〔インターネット〕 4月2日（火）午前 8 時30分～ 4月15日（月）午後 5 時15分

試験会場 松山東高等学校

《平成25年度の変更点》

柔道、剣道の2段以上の段位又は全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手出場経験に対する加点制度を導入しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒	14人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和58年 4月2日から平成 8年 4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成26年 3月末日までに卒業する見込みの者

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容												
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間 2 時間30分）												
	身体検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね153cm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>おおむね43kg以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	身長	おおむね153cm以上であること。	体重	おおむね43kg以上であること。	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。
	項目	基準													
身長	おおむね153cm以上であること。														
体重	おおむね43kg以上であること。														
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。														
聴力	完全であること。														
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。														
スポーツ加点（愛媛県のみ）	5点	<p>柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> <p>加点の申請を行う場合は、資格等を証明する書類が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。（別表「加点の申請について」を参照のこと。）</p>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験					
項目	基準														
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）														
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）														
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験														

第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体 力 検 査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
握力			25kg以上（左右の平均）	
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40cm以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
		20mシャトルラン	35回以上	
		長座体前屈	45cm以上	
		基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。		
適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) **第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。**

**別表 加点の申請について**

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類	受験申込時に証明書類の写し（A4）を提出した上で、第1次試験当日に原本を持参してください。なお、申込時に写しを提出した場合であっても、原本により資格等の確認ができない場合は加点しません。
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類	
ス ポ ー ツ 歴	次の(1)、(2)の両方が証明できる書類 (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び大会年月が明記されたものであること	

**4 試験日、試験会場及び合格発表**

区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成25年 5月12日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
第 2 次 試 験	6月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		7月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

**5 受験手続**

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 <b>警察官(女性・大卒)請求</b> 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(A4判用/角型2号、120円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「 <b>警察官(女性・大卒)申込み</b> 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、 <b>簡易書留郵便</b> により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、証明書類の写し(A4)を同封して送付してください。</b> 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、証明書類の写し(A4)も持参してください。</b>
受験票の交付	郵送で申し込む場合	4月23日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が5月2日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

**スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。**

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者名簿に記載され、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

**この名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するものですが、大学等を卒業した者又は大学等を平成25年9月末日までに卒業する見込みの者については、欠員の状況によって、平成25年10月1日から採用となる場合があります。**

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

また、採用候補者名簿に記載されても、平成26年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級21号給(現行給料月額198,047円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

9 問い合わせ先等

申込み先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623

公安委員会規則

愛媛県公安委員会規則第3号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
（取消処分者講習の対象者）	（取消処分者講習の実施）						
<p><b>第2条</b> 取消処分者講習は、法第108条の2第1項第2号の免許の拒否、免許の取消し又は運転の禁止の処分（以下「<u>免許の取消処分</u>」という。）を受けた者を対象とする。ただし、その対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、<u>飲酒運転を理由として免許の取消処分を受けた者を対象とする講習</u>（以下「<u>飲酒取消講習</u>」という。）の対象とする。</p> <p>(1) <u>免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は危険運転致死傷罪でアルコールの影響によるもの</u>（以下「<u>飲酒運転</u>」という。）の法令違反が含まれている者</p> <p>(2) <u>無免許で飲酒運転の法令違反がある者</u></p> <p>（講習科目）</p> <p><b>第5条</b> 取消処分者講習（<u>飲酒取消講習を除く。</u>）の講習科目は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	<p>第2条 取消処分者講習のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対する講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「<u>指定講習機関</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>法第90条第9項、第103条第7項又は第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者</u></p> <p>(2) <u>初めて免許の取消処分を受けた者</u></p> <p>（講習科目）</p> <p><b>第5条</b> 取消処分者講習 _____ の講習科目は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略				
省略							
省略							
<p>2 <u>飲酒取消講習の講習科目は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">講 習 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">四 輪 車</td> <td>                             1 呼気検査・運転適性検査                              2 導入                              3 性格と運転の概説                              4 運転技能の診断                              5 適性診断結果による指導・助言                              6 アルコールスクリーニングテスト                              7 ブリーフ・インターベンション                              8 危険予知運転の解説                              9 路上又は場内での技能診断                              10 安全運転実行のための指導・助言                              11 ディスカッション                              12 <u>その他運転技能に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 輪 車</td> <td>                             1 呼気検査・運転適性検査                              2 導入                         </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	講 習 科 目	四 輪 車	1 呼気検査・運転適性検査 2 導入 3 性格と運転の概説 4 運転技能の診断 5 適性診断結果による指導・助言 6 アルコールスクリーニングテスト 7 ブリーフ・インターベンション 8 危険予知運転の解説 9 路上又は場内での技能診断 10 安全運転実行のための指導・助言 11 ディスカッション 12 <u>その他運転技能に関すること。</u>	二 輪 車	1 呼気検査・運転適性検査 2 導入	
種 別	講 習 科 目						
四 輪 車	1 呼気検査・運転適性検査 2 導入 3 性格と運転の概説 4 運転技能の診断 5 適性診断結果による指導・助言 6 アルコールスクリーニングテスト 7 ブリーフ・インターベンション 8 危険予知運転の解説 9 路上又は場内での技能診断 10 安全運転実行のための指導・助言 11 ディスカッション 12 <u>その他運転技能に関すること。</u>						
二 輪 車	1 呼気検査・運転適性検査 2 導入						

- 3 性格と運転の概説
- 4 運転技能の診断
- 5 適性・技能診断結果による指導・助言
- 6 アルコールスクリーニングテスト
- 7 ブリーフ・インターベンション
- 8 危険予知運転の解説
- 9 安全運転実行のための指導・助言
- 10 ディスカッション
- 11 その他運転技能に関すること。

(受講申出)

**第6条** 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第8号の申請用写真2枚を、公安委員会(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))が行う取消処分者講習を受けようとする者(以下「当該指定講習機関」)に提出して行うものとする。

(受講申出)

**第6条** 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第2項第1号に規定する取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書(様式第3号)及び施行規則第17条第2項第8号の申請用写真2枚を、公安委員会(指定講習機関)が行う取消処分者講習を受けようとする者(以下「当該指定講習機関」)に提出して行うものとする。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**公営企業告示**

**○愛媛県公営企業告示第3号**

次のとおり落札者を決定した。

平成25年3月29日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
感染性廃棄物処理業務(処分) 約4,500,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成25年3月11日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番 地1	8,715円	一般競争入札	平成25年1月25日

**公営企業管理規程**

**○愛媛県公営企業管理規程第1号**

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

**愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>第2条</b> 条例第7条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第5までのとおりとする。						<b>第2条</b> 条例第7条第1項第2号の規定により管理者が定める病院の料金の額は、別表第1から別表第4までのとおりとする。					
<b>別表第1</b> (第2条関係)						<b>別表第1</b> (第2条関係)					
名 称	区 分	単 位	金 額	備考		名 称	区 分	単 位	金 額	備考	
診 断 書 料	省 略					診 断 書 料	省 略				
	死 亡 診 断 書	1部	<u>3,360円</u>				死 亡 診 断 書	1部	<u>3,040円</u>		
	恩 給 診 断 書						恩 給 診 断 書				
	各 種 年 金 診 断 書	1部	<u>5,350円</u>				各 種 年 金 診 断 書	1部	<u>5,040円</u>		

	生命保険診断書			
	省略			
省略				
頸動脈超音波検査料	省略			
B型肝炎検査料	H B V分子系統解析検査	1回	23,620円	
	H B Vサブジェノタイプ判定検査	1回	12,600円	
省略				
新生児健診料	日齢 1	1回	3,450円	
	日齢 5	1回	1,080円	
	日齢 14			
省略				
新生児介補料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	7,660円	
	上記以外のもの	1日	8,040円	
省略				
乳房マッサージ料		1回	2,410円	
施術料	初検料	1回	2,700円	
	省略			
省略				
死後処置料		1回	4,200円	
エックス線フィルム複製料	省略			
	光ディスク_____	省略		
省略				
特別初診料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	愛媛県立中央病院	1回	3,000円
		省略		
	上記以外のもの	愛媛県立中央病院	1回	3,150円
		省略		
省略				
病衣貸出料	省略			
病衣提供料		1回	1,680円	
省略				

	生命保険診断書			
	省略			
省略				
頸動脈超音波検査料	省略			
省略				
新生児健診料	日齢 1	1回	3,420円	
	日齢 5	1回	1,050円	
	日齢 14			
省略				
新生児介補料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	7,150円	
	上記以外のもの	1日	7,500円	
省略				
乳房マッサージ料		1回	2,310円	
施術料	初検料	1回	2,360円	
	省略			
省略				
死後処置料		1回	4,100円	
エックス線フィルム複製料	省略			
	光ディスク(C D Rに限る。)	省略		
省略				
特別初診料	消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	愛媛県立中央病院	1回	1,500円
		省略		
	上記以外のもの	愛媛県立中央病院(医科)	1回	1,570円
		愛媛県立中央病院(歯科)	1回	420円
		省略		
省略				
病衣貸出料	省略			
省略				

注 省略

別表第3（第2条関係）

名 称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料差額	愛媛県立中央病院	特別室	22,850円	24,000円
		個室	9,520円	10,000円
愛媛県立今治病院	愛媛県立今治病院	特別室（A）	12,280円	12,900円
		特別室（B）	8,280円	8,700円
		個室（A）	7,280円	7,650円
		個室（B1）	6,280円	6,600円
		個室（B2）	3,780円	3,970円
		2人室（A）	2,280円	2,400円
		2人室（B）	1,780円	1,870円
		愛媛県立南宇和病院	特別室	7,780円
愛媛県立南宇和病院	愛媛県立南宇和病院	個室（A）	5,280円	5,550円
		個室（B）	3,780円	3,970円
		2人室	1,780円	1,870円
		愛媛県立新居浜病院	特別室	7,780円
愛媛県立新居浜病院	愛媛県立新居浜病院	個室（A1）	5,280円	5,550円
		個室（A2）	4,780円	5,020円
		個室（B1）	3,280円	3,450円
		個室（B2）	2,280円	2,400円

注 省略

別表第3（第2条関係）

名 称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料差額	愛媛県立中央病院	特別室（A）	16,000円	16,800円
		特別室（B）	10,500円	11,020円
		個室（A1）	6,500円	6,820円
		個室（A2）	6,000円	6,300円
		個室（A3）	4,500円	4,720円
		個室（B）	3,500円	3,670円
		2人室	1,000円	1,050円
愛媛県立今治病院	愛媛県立今治病院	特別室（A）	12,000円	12,600円
		特別室（B）	8,000円	8,400円
		個室（A）	7,000円	7,350円
		個室（B1）	6,000円	6,300円
		個室（B2）	3,500円	3,670円
		2人室（A）	2,000円	2,100円
		2人室（B）	1,500円	1,570円
愛媛県立南宇和病院	愛媛県立南宇和病院	特別室	7,500円	7,870円
		個室（A）	5,000円	5,250円
		個室（B）	3,500円	3,670円
		2人室	1,500円	1,570円
愛媛県立新居浜病院	愛媛県立新居浜病院	特別室	7,500円	7,870円
		個室（A1）	5,000円	5,250円
		個室（A2）	4,500円	4,720円
		個室（B1）	3,000円	3,150円
愛媛県立新居浜病院	愛媛県立新居浜病院	個室（B2）	2,000円	2,100円

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区 分	金 額	備 考
駐車場使用料	愛媛県立中央病院	省略		
		見舞人	駐車時間が1時間以内の場合	150円（愛媛県立今治病院にあつては、100円。以下この表において同じ。）
	愛媛県立今治病院	省略		
愛媛県立今治病院	愛媛県立今治病院	その他病院来訪者	駐車時間30分までごとに150円の割合で算出した額に100分の105を乗じて得た額	愛媛県立今治病院にあつては、 <u>駐車時間が30分以内の使用は、無料とする。</u>

別表第4（第2条関係）

名称	病院名	区 分	金 額	備 考
駐車場使用料	愛媛県立中央病院	省略		
		見舞人	駐車時間が1時間以内の場合	150円（愛媛県立今治病院にあつては、100円。以下この表において同じ。）
	愛媛県立今治病院	省略		
愛媛県立今治病院	愛媛県立今治病院	その他病院来訪者	駐車時間30分までごとに150円の割合で算出した額に100分の105を乗じて得た額	



に領収印（様式第33号）を押して、これを納入義務者に交付しなければならない。ただし、管理者が定める領収書又は利用券を交付することができる金銭登録機を使用する方法で現金の納付を受けたときは、領収証書を交付することを要しない。

（収入の徴収又は収納事務の委託）

第34条 省略

2 収入受託者

\_\_\_\_\_は、収入の徴収又は収納の状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備え、その徴収又は収納の都度これを記帳し、関係書類とともに保管しておかなければならない。

3 省略

（支出の決議）

第40条 所属長は、支出伝票（現金の支払を伴わない支出にあつては、振替伝票）（以下この節において「支出伝票又は振替伝票」という。）を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出伝票又は振替伝票を作成することができる。

- (1) 児童手当 \_\_\_\_\_
(2)~(5) 省略

2 省略

（資金前渡のできる経費）

第45条 資金前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 児童手当 \_\_\_\_\_
(2)~(10) 省略

（給与等の支払の方法）

第68条 報酬、給与及び賃金（日日雇用する者の賃金を除く。以下同じ。）並びに児童手当 \_\_\_\_\_（以下「給与等」という。）の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の例によるものとする。ただし、報酬及び賃金の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。

別表（第16条関係）

電気事業勘定科目

省略

費用
(9) 事業費用

Table with 5 columns: 款, 項, 目, 節, 備考. Row 1: 営業費用, ( ) 発電所, ( ) 管理事務所, ( ), 省略, 児童手当 \_\_\_\_\_

に領収印（様式第33号）を押して、これを納入義務者に交付しなければならない。

（収入の徴収又は収納事務の委託）

第34条 省略

2 収入の徴収又は収納の委託を受けた者（以下「収入受託者」という。）

は、収入の徴収又は収納の状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備え、その徴収又は収納の都度これを記帳し、関係書類とともに保管しておかなければならない。

3 省略

（支出の決議）

第40条 所属長は、支出伝票（現金の支払を伴わない支出にあつては、振替伝票）（以下この節において「支出伝票又は振替伝票」という。）を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出伝票又は振替伝票を作成することができる。

- (1) 児童手当及び子ども手当
(2)~(5) 省略

2 省略

（資金前渡のできる経費）

第45条 資金前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童手当及び子ども手当
(2)~(10) 省略

（給与等の支払の方法）

第68条 報酬、給与及び賃金（日日雇用する者の賃金を除く。以下同じ。）並びに児童手当及び子ども手当 \_\_\_\_\_（以下「給与等」という。）の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の例によるものとする。ただし、報酬及び賃金の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。

別表（第16条関係）

電気事業勘定科目

省略

費用
(9) 事業費用

Table with 5 columns: 款, 項, 目, 節, 備考. Row 1: 営業費用, ( ) 発電所, ( ) 管理事務所, ( ), 省略, 児童手当及び子ども手当

省略	省略 一般管理費	— 省略 省略 児童手当— — 省略		
----	-------------	-----------------------------------	--	--

省略	省略 一般管理費	当 省略 省略 児童手当及 ひ子ども手 当 省略		
----	-------------	--	--	--

工業用水道事業勘定科目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
省略	建設仮勘定			
	( ) 地区	省略 総係費	省略 児童手当— — 省略	
省略		省略		

(2) 土 地 造 成

款	項	目	節	備 考
造成土地				
土地造成勘定	附帯事業	省略 附帯雑費	省略 児童手当— — 省略	
省略		省略		

省略

費 用

(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費用	( ) 地区			

工業用水道事業勘定科目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
省略	建設仮勘定			
	( ) 地区	省略 総係費	省略 児童手当及 ひ子ども手 当 省略	
省略		省略		

(2) 土 地 造 成

款	項	目	節	備 考
造成土地				
土地造成勘定	附帯事業	省略 附帯雑費	省略 児童手当及 ひ子ども手 当 省略	
省略		省略		

省略

費 用

(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費用	( ) 地区			

省略	本局	省略	—	省略
		児童手当		
省略	附帯事業	省略	—	省略
		児童手当		
省略		省略	—	省略

病院事業勘定科目

省略

費 用  
(9) 事業費用

款	項	目	節	備考
医業費用	( ) 病院	省略	—	省略
		児童手当		
省略	省略	省略	—	省略

様式第30号（第20条 第23条、第25条、第28条 第30条、第71条の11、第151条、第174条関係）納入通知書  
 様式第30号（その1）～（その3） 省略  
 様式第30号（その4）

省略

注1 3部複写とすること。ただし、電算処理により各患者の氏名、請求額、納入額等を記載した書類を作成する場合は、この限りでない。

2 1ただし書の場合は、領収済通知書及び原符については、管理者が定める様式を使用すること。

省略

様式第32号（第25条関係）領収証書

省略

省略	本局	省略	—	省略
		児童手当及び び子ども手当		
省略	附帯事業	省略	—	省略
		児童手当及び び子ども手当		
省略		省略	—	省略

病院事業勘定科目

省略

費 用  
(9) 事業費用

款	項	目	節	備考
医業費用	( ) 病院	省略	—	省略
		児童手当及び び子ども手当		
省略	省略	省略	—	省略

様式第30号（第20条 第23条、第25条、第28条 第30条、第71条の11、第151条、第174条関係）納入通知書  
 様式第30号（その1）～（その3） 省略  
 様式第30号（その4）

省略

注1 3部複写とすること。

2 この様式は電算処理する場合に使用すること。

省略

様式第32号（第25条関係）領収証書

様式第32号（その1）

省略

様式第32号（その2）

県立中央病院

・ ・ 領 収 証 ・ ・

—  
年 月 日

・ : 入

・ : 出

料金 ・ ・ ・ 円

附 則

この管理規程は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、様式第30号（その4）の改正規定は、同年 5月 4日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第 4 号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第 6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 給料月額の特例 )</p> <p><b>第 2 条</b> 職員の給料月額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、企業職員給与規程第 2 条から第 4 条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第 3 条から第 4 条の 2 までの規定 _____</p> <p>_____又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第 1 号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（企業職員給与規程第 9 条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給される職員にあっては、当該額から同項第 1 号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 給料の調整額の特例 )</p> <p><b>第 3 条</b> 職員の給料の調整額の額は、<u>企業職員給与規程附則第 6 項</u></p>	<p>( 給料月額の特例 )</p> <p><b>第 2 条</b> 職員の給料月額（<u>企業職員給与規程第 9 条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額</u>）は、企業職員給与規程第 2 条から第 4 条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第 3 条から第 4 条の 2 までの規定、<u>一般職給与改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第 1 号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（企業職員給与規程第 9 条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給される職員にあっては、当該額から同項第 1 号に定める額を減じて得た額）から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 給料の調整額の特例 )</p> <p><b>第 3 条</b> 職員の給料の調整額の額は、<u>企業職員給与規程附則第 5 項</u></p>

及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、前条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

附 則

（この管理規程の失効）

2 この管理規程は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。

\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、同項\_\_\_\_\_の規定により定められた額から当該額に、前条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

附 則

（この管理規程の失効）

2 この管理規程は、平成25年 3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成25年 4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（住居手当）</p> <p><b>第5条の2</b> 住居手当の支給を受ける職員から除かれる職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅_____並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><b>第5条の3</b> 配偶者が居住するための住宅から除かれる住宅は、前条第1号_____に規定する公舎、同条第2号に規定する職員住宅及び同条第3号に規定する住宅とする。</p> <p><b>第5条の4</b> 配偶者が居住するための住宅でその職員が借り受けている住宅_____に係る住居手当の支給を受ける職員との権衡上住居手当を支給する職員については、一般職給与条例及び技能労務職員の給与に関する規程の例による。</p> <p>附 則</p> <p>（初任給調整手当の特例）</p> <p>8 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(→)の適用を受ける職員に対して、当該職員に適用される</p>	<p>（住居手当）</p> <p><b>第5条の2</b> 住居手当の支給を受ける職員から除かれる職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) _____配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅<u>及び次条第2号に掲げる住宅</u>並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><b>第5条の3</b> 職員の所有に係る住宅に準ずる住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</p> <p>(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</p> <p>(3) その他管理者が定める住宅</p> <p><b>第5条の4</b> 配偶者が居住するための住宅から除かれる住宅は、第5条の2第1号に規定する公舎、同条第2号に規定する職員住宅及び同条第3号に規定する住宅とする。</p> <p><b>第5条の5</b> 配偶者が居住するための住宅でその職員が借り受けている住宅<u>又はその職員の所有に係る住宅</u>で配偶者が居住しているものに係る住居手当の支給を受ける職員との権衡上住居手当を支給する職員については、一般職給与条例及び技能労務職員の給与に関する規程の例による。</p> <p>附 則</p> <p>（初任給調整手当の特例）</p> <p>8 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(→)の適用を受ける職員に対して、当該職員に適用される</p>

職務の級に応じて次の表に掲げる初任給調整手当を支給する。

職務の級	初任給調整手当
医療職給料表(→)2級以上の級	月額 30,000円(南宇和病院に勤務する職員にあつては、130,000円)
医療職給料表(→)1級	月額 24,000円(南宇和病院に勤務する職員にあつては、124,000円)

職務の級に応じて次の表に掲げる初任給調整手当を支給する。

職務の級	初任給調整手当
医療職給料表(→)2級以上の級	月額 30,000円 _____
医療職給料表(→)1級	月額 24,000円 _____

附 則

- この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年愛媛県条例第1号)附則第4項の職員の住居手当については、改正前の愛媛県企業職員の給与に関する規程第5条の2から第5条の5までの規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			管理者	専決者					管理者	専決者			
			局長	課長	主幹				局長	課長	主幹		
総務課	1~8 省略					総務課	1~8 省略						
	9 給与等に関する事務	1 省略					9 給与等に関する事務	1 省略					
		2 諸手当に関すること(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「給与条例」という。))。						2 諸手当に関すること(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「給与条例」という。))。					
		(1)~(3) 省略							(1)~(3) 省略				
		(4) 児童手当 _____ の認定							(4) 児童手当及び子ども手当の認定				
		(5) 省略						(5) 省略					
3~5 省略					3~5 省略								
10~14 省略					10~14 省略								
省略					省略								
備考 省略						備考 省略							

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

○愛媛県公営企業訓令第 2 号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この訓令は、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 6 条第 2 項 _____ の規定に基づき、企業職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（航空手当）</p> <p><b>第14条の 2 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 2 項の業務に従事した時間の計算は、第 2 項にあつてはその給与期間における搭乗時間の全時間数、前項にあつてはその給与期間における同項各号の業務に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合において、<u>1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは 1 時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</u></p> <p>（診療応援手当）</p> <p><b>第15条の 2 省略</b></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる一の月に同一の病院において診療業務に従事した日数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 10日までの間 1日につき20,000円</p> <p>(2) 11日から15日までの間 1日につき10,000円</p> <p>(3) 16日以降の間 1日につき5,000円</p> <p>3 一の月にその月の前月から引き続き _____ 同一の病院において連続して診療業務に従事した期間があるときは、当該期間のうち同月以前の当該診療業務に従事した期間を除いた期間（以下「特定期間」という。）に係る第 1 項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額とする。</p> <p>(1) 特定期間の日数に当該前月の当該病院において診療業務に従事した日数（同月前から特定期間の末日まで当該病院において連続して診療業務に従事した場合以外の場合は、同月の前月から引き続き当該病院に連続して診療業務に従事した日数を除く。次号において同じ。）を合算した日数を一の月の当該病院において診療業務に従事した日数とみなした場合において、前項の規定により算定される第 1 項に規定する手当の額</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この訓令は、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 6 条第 1 項ただし書及び第 2 項の規定に基づき、企業職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（航空手当）</p> <p><b>第14条の 2 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 2 項の業務に従事した時間の計算は、第 2 項にあつてはその給与期間における搭乗時間の全時間数、前項にあつてはその給与期間における同項各号の業務に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合においては、<u>第12条第 3 項後段の規定を準用する</u></p> <p>_____。</p> <p>（診療応援手当）</p> <p><b>第15条の 2 省略</b></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>次の区分による</u></p> <p>_____</p> <p>_____ 額とする。</p> <p>(1) 一の月に同一の病院において診療業務に従事した日数が 6 日未満の場合 1日につき20,000円</p> <p>(2) 一の月に同一の病院において診療業務に従事した日数が 6 日以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 5日までの間 1日につき20,000円</p> <p>イ 6日以降の間 1日につき5,000円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、2以上の月にわたつて同一の病院において連続して診療業務に従事したときは、_____</p> <p>_____ 第 1 項に規定する手当の額は、次の区分による額</p> <p>_____ とする。</p> <p>(1) 同一の病院において連続して診療業務に従事した日数が 6 日未満の場合 1日につき20,000円</p> <p>(2) 同一の病院において連続して診療業務に従事した日数が 6 日以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 5日までの間 1日につき20,000円</p> <p>イ 6日以降の間 1日につき5,000円</p>

(2) 当該前月の当該病院において診療業務に従事した日数を一の月の当該病院において診療業務に従事した日数とみなした場合において、前項の規定により算定される第1項に規定する手当の額

附 則

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
2 この訓令の施行の日前から引き続き同一の病院において連続して診療業務に従事する職員の当該診療業務に係る診療応援手当については、改正後の愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則第15条の2第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の2の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成25年3月29日

住友共同電力株式会社
代表取締役社長 村上 信二

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
(1) 名 称 住友共同電力株式会社
(2) 代表者 代表取締役社長 村上 信二
(3) 主たる事業所の所在地 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号
2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名 称 新居浜北火力発電所建設計画
(2) 種 類 ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
(3) 規 模 出力15万キロワット
3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県新居浜市惣開町5番1号及び地先海域
4 関係地域の範囲
愛媛県新居浜市及び西条市
5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所
愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
新居浜市役所（愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号）
西条市役所（愛媛県西条市明屋敷164番地）
住友共同電力株式会社本社（愛媛県新居浜市磯浦町16番5号）
(2) 縦覧期間
平成25年3月29日（金）から平成25年5月2日（木）まで
なお、住友共同電力株式会社本社においては、縦覧期間終了後も平成25年5月16日（木）まで閲覧できるとともに、住友共同電力株式会社のホームページにおいて同日まで方法書を公表しています。
(3) 縦覧時間
9時から17時まで
6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に

記載すべき事項

- (1) 提出期限
平成25年5月16日（木）まで（当日消印有効）
(2) 提出先
〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号
住友共同電力株式会社 経営管理部
(3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
7 説明会の開催を予定する日時及び場所
(1) 日時 平成25年4月22日（月） 18時30分から20時30分まで
場所 新居浜市市民文化センター中ホール（愛媛県新居浜市繁本町8番65号）
(2) 日時 平成25年4月23日（火） 18時30分から20時30分まで
場所 西条総合文化会館小ホール（愛媛県西条市神拝甲79番地4）

正 誤

○正 誤

平成5年4月1日付け第430号外7愛媛県告示第580号（指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正）中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Row 1: 52, 三の項(1)の表中 改正後の表 阿波銀行松山支店の位置, 松山市三番町三丁目8番地3, 松山市三番町四丁目8番地3